

前払金及び中間前払金の支払い要件等の変更について

阿賀野市建設工事請負基準約款等の改正並びに県内市町村の中間前払金の運用状況を踏まえ、建設工事等にかかる前払金及び中間前払金の支払い要件を令和2年4月1日付けで変更します。

変更内容は

1. 支払い要件となる金額を『建設工事300万円以上』『土木設計等業務委託50万円以上』に改めます。
2. 中間前払金の支払い要件となっていた『工期150日以上』を撤廃します。

前払金制度について

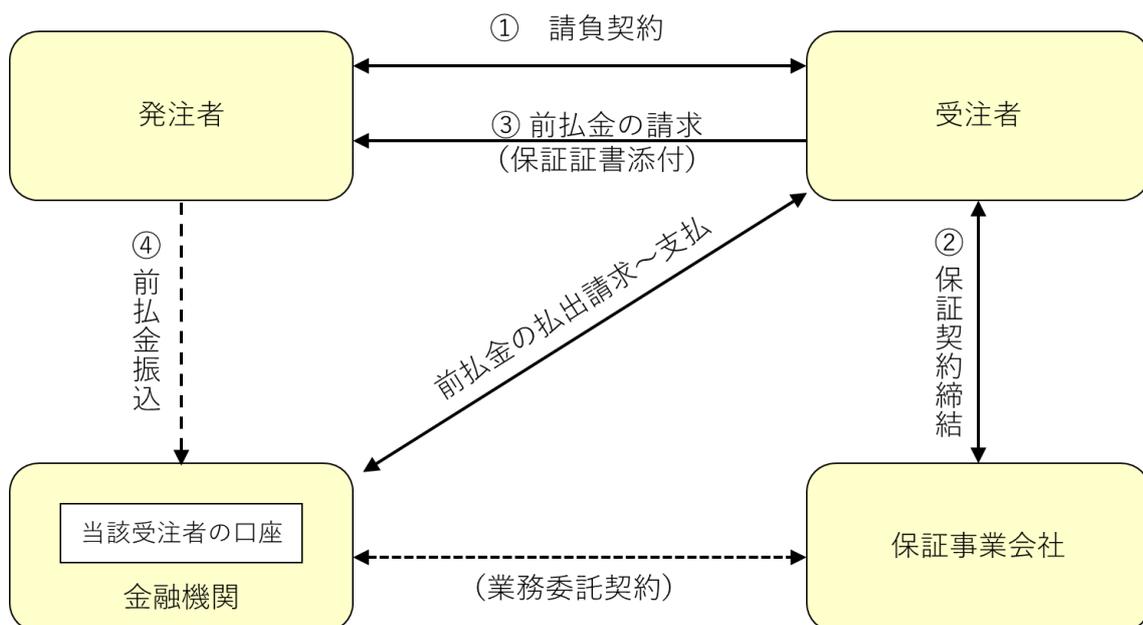
◎前払金とは

請負金額が300万円以上の工事（業務委託は50万円以上）について、受注者が保証事業会社と保証契約を締結し、発注者にその証書を寄託して、請負金額の10分の4（業務委託は10分の3）以内の前払金の支払いを請求できる制度です。

◎前払金請求を行う場合は

担当課に【**保証会社の保証証書を添付し**】請求書を提出してください。

◎前払金の仕組み



- ① 請負契約の締結
発注者と受注者にて請負契約を締結します。
- ② 保証契約の締結
受注者と保証事業会社にて保証契約を締結してください。
- ③ 前払金の請求
受注者は発注者に対して保証証書を添付し、前払金の請求書を提出してください。
- ④ 前払金の振込
発注者は受注者から前払金の請求を受けた後、14日以内に受注者の指定する金融機関へ前払金の振込を行います。

中間前払金制度について

◎中間前払金とは

受注者が前払金（請負金額の40%以内）の支払いを受けた後、施工の中間期に一定の要件を満たしている場合、保証会社の保証を締結することで前払金に追加して請負金額の20%以内（前払金と中間前払金の合計額が60%以内）まで支払いを受けることができる制度です。

中間前払金は部分払いと比較して、手続きの簡素化と迅速化がされており、工事代金の支払い期間が短縮されています。

なお、業務委託は適用外となります。

◎中間前払金を受けるためには、次の条件を全て満たすことが必要です

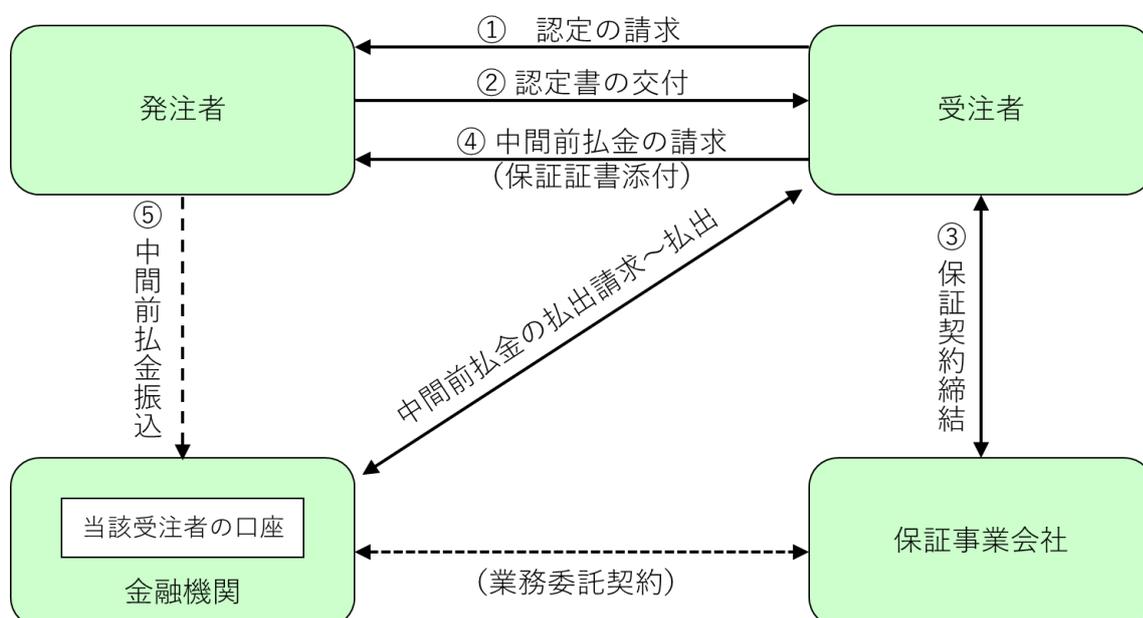
- 請負金額が300万円以上の建設工事であること。
- 既に前払金の支払いを受けていること。
- 工期の2分の1を経過していること。
- 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき工事が行われていること。
- 工事の進捗出来高が請負金額の2分の1以上に達していること。

※工期150日以上の支払要件は撤廃します。

◎認定請求を行う場合は、以下の書類を担当課に提出してください。

- 中間前払金認定請求書（第1号様式）
- 履行状況報告書（第2号様式）
- 保証事業会社の保証証書

◎中間前払金の仕組み



① 認定の請求

受注者は中間前払金を請求するとき、発注者に中間前払金認定請求書を提出してください。

② 認定書の交付

発注者が認定請求について内容調査の結果、支払い要件を満たしている場合は、受注者に中間前払金認定書を交付します。

③ 保証契約の締結

受注者は中間前払金認定書を添えて保証事業会社と保証契約の締結をしてください。

④ 中間前払金の請求

受注者は発注者に保証証書を添付し、中間前払金の請求書を提出してください。

⑤ 中間前払金の振込

発注者は受注者から中間前払金の請求を受けた後、14日以内に受注者の指定する金融機関へ中間前払金の振込を行います。

【問い合わせ】

阿賀野市役所 総務部 管財課 入札契約係
TEL 0250-62-2510 (内線 2362)
FAX 0250-61-2037
E-mail kanzai@city.agano.niigata.jp